

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	建築物等耐震化支援事業における木造住宅への普及啓発業務等の委託について
----	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：都市計画部防災都市づくり課）

事業の概要

事業名	建築物等耐震化支援事業における木造住宅への普及啓発業務委託について
担当課	防災都市づくり課
目的	区内に存する木造住宅を対象に、耐震の専門家（建築士）を派遣し、耐震化の必要性の普及啓発や、詳細耐震診断を実施し、区の補助制度を周知・利用促進を図ることで、所有者の耐震化の取組を支援する。
対象者	区内に存する木造住宅の所有者、所有者の承認を得た所有者の親族、所有者の承認を得た居住者（以下「所有者等」という。）
事業内容	<p>これまで区では、区内に存する木造住宅を対象に、平成 18 年度から、耐震の専門家（建築士）を派遣して耐震化の普及啓発と簡易な耐震診断行う「予備耐震診断」を実施してきた（平成 18 年度第 2 回本審議会了承事項）。</p> <p>また、平成 22 年度から、木造住宅密集地域など地域危険度が高い地区を重点地区として区が指定し、個別訪問や説明会による普及啓発を行う「耐震モデル地区事業」を実施してきた（平成 22 年度第 4 回本審議会了承事項）。</p> <p>平成 30 年度からは、「耐震モデル地区事業」と同様の個別訪問等による普及啓発の対象地区を、重点地区以外に拡大し、木造住宅の耐震化を更に促進する（参考 4 5 - 1）。</p> <p>また、「予備耐震診断」に加え、普及啓発と詳細な耐震診断を行う「詳細耐震診断」を新たに実施する（資料 4 5 - 1）。</p> <p>1 木造住宅耐震化促進個別訪問業務（対象：<u>重点地区以外</u>） 区が提供する登記簿データから、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造 2 階建て以下の木造住宅を抽出する。 対象建築物に対して、チラシで事前周知したうえで、耐震化に関する地域説明会・相談会を開催するとともに、個別訪問を実施し、耐震化の必要性の啓発及び区の支援制度（無料の耐震診断、木造建築物への補助、耐震シェルター、耐震ベッド設置への補助）の説明を行う。 対象予定件数：約 7,800 件（平成 30、31 年度の 2 年間）</p> <p>2 既存民間建築物の詳細耐震診断業務（対象：区内全域） 所有者等からの申込みに基づき、耐震の専門家（建築士）を派遣して、<u>詳細耐震診断</u>及び耐震化の必要性の啓発、区の補助制度（木造建築物への補助、耐震シェルター、耐震ベッド設置への補助）の説明を行う（資料 4 5 - 3）。 対象予定件数：224 件／年</p> <p>※<u>下線は既了承事項からの追加箇所</u></p>

件名 木造住宅耐震化促進個別訪問業務の委託について

保有課(担当課)	防災都市づくり課
登録業務の名称	木造住宅耐震化促進個別訪問業務委託
委託先	未定(特命随契で決定する予定〔一般社団法人 新宿区建築設計事務所協会〕)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	別紙1のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(CD-R、電子メール)、紙 ※…区がエクセルの登記簿データをCD-Rで提供する。
委託理由	<p>本件業務の実施にあたっては、建築物の一般規定や構造規定についての高度な専門知識が必要である。</p> <p>また、個別訪問や相談会等での個別相談に対応するため、地域の実情に精通している必要がある。</p> <p>上記委託先は、一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部の正会員100名以上で構成された団体であるため、本件業務において必要となる高度な専門知識を有する建築士を多く有し、迅速かつ適切に本件業務を行うことができる。また、区内業者で構成された団体であることから、地域の実情に精通している。</p>
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 個別訪問リストの作成 区が提供する登記簿データから、昭和56年5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅(以下「対象建築物」という。)を抽出し、個別訪問リストを作成する。 地域説明会の実施 対象建築物に地域説明会のチラシを配布する。 地域説明会を開催し、耐震化の必要性を啓発するとともに、区の支援制度の周知・利用促進を図る。希望者に対して、耐震化に係る個別の相談・対応を行う。 個別訪問の実施 対象建築物の所有者等に対して、所有者等に、パンフレット「地震に強いあなたの住まい」及び「新宿区木造住宅等耐震診断登録員台帳」を配布し、耐震化の必要性を啓発するとともに区の支援制度(無料の耐震診断、木造建築物への補助、耐震シェルター、耐震ベッド設置への補助)を説明する。 所有者等が区の支援制度の利用を希望する場合は、申込み受付を行う。 所有者等の耐震化への意向を調査する。
委託の開始時期及び期限	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (平成32年度まで同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 契約にあたり、「特記事項」(別紙3)を付す。 仕様書に委託先が本業務で作成した図書、データ類は区に帰属する旨を記載する。 業務終了後、委託に当たり提供した情報を返却させる。 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。取扱者は、業務に携わる者に加え、個人情報に触れる可能性がある者すべてとし、誓約書(別紙4)を取扱責任者に提出させる。 提供された情報は施錠できる保管庫等に保管させる。 受託事業者が取り扱う情報は、個別訪問を実施する際に所在地や建築物に関する情報を持ち出す場合を除き、業務を行う執務室から持ち出させない。 業務を行う執務室から個人情報を持ち出す際は、取扱責任者の承認を得るとともに、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じさせる。 個別訪問の際は、区が提供する身分証を携行させ業務にあたらせる。 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。 電子メールの送受信の際には、ファイルを暗号化し、パスワードを設定させる。出力後、サーバーからデータを消去させる。 案件毎に管理番号をつけ、所有者等からの問合せ等には、管理番号を用いて対応させる。 業務終了後、委託業務により保有した個人情報は、すべて区に返却させる。 パソコン内の委託業務に係る電子情報については、業務終了後、消去させ、区職員が消去の確認を行う。 出力した個人情報については、業務終了後、シュレッダーで処理したうえで破棄させる。

件名 既存民間建築物の詳細耐震診断業務の委託について

保有課(担当課)	防災都市づくり課
登録業務の名称	既存建築物の詳細耐震診断業務委託
委託先	未定(特命随契で決定する予定〔一般社団法人 新宿区建築設計事務所協会〕)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	別紙2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(電子メール、ファクシミリ)、紙 ※…PDFデータを委託先の事務局あて電子メールで提供する。
委託理由	<p>本件業務の実施にあたっては、建築物の一般規定、構造規定及び耐震診断に関する高度な専門知識が必要となる。</p> <p>また、建築士の調査時間の調整・力量範囲・人材を把握し、適切かつ迅速に業務を実施する必要がある。さらに、業務の際には、居住者が住む建物に入り診断を行うことから、地域の実情にも精通している建築士であることが求められる。</p> <p>上記委託先は、一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部の正会員100名以上で構成された団体であるため、本件業務において必要となる高度な専門知識を有する建築士を多く有し、各建築士事務所の力量範囲を把握したうえで、適切かつ迅速に耐震診断を実施することができる。さらに、原則的に地元の建築士が派遣されるため、地域の実情にも精通し、地元に着した建築士による診断が行える。</p>
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 詳細耐震診断 建築士が、所有者等に電話連絡し、詳細耐震診断の実施日を決定する。 木造住宅を非破壊で調査し、建築物の耐震性能(上部構造評点)を計算する。 2 耐震化の必要性の啓発及び区の補助制度の周知 所有者等に、パンフレット「地震に強いあなたの住まい」及び「新宿区木造住宅等耐震診断登録員台帳」を配布し、耐震化の必要性を啓発するとともに区の補助制度(木造建築物への補助、耐震シェルター、耐震ベッド設置への補助)を説明する。 3 詳細耐震診断の結果報告書の作成・提出 詳細耐震診断の結果報告書を作成し、区に2部(区の控え1部、所有者等1部)を提出する。 区の確認後、報告書1部を所有者等に提出する。
委託の開始時期及び期限	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」(別紙3)を付す。 2 仕様書に委託先が本業務で作成した図書、データ類は区に帰属する旨を記載する。 3 業務終了後、委託に当たり提供した情報を返却させる。 4 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。取扱者は、業務に携わる者に加え、個人情報に触れる可能性がある者すべてとし、誓約書(別紙4)を取扱責任者に提出させる。 2 提供された情報は施錠できる保管庫等に保管させる。 3 受託事業者が取り扱う情報は、個別訪問を実施する際に所在地や建築物に関する情報を持ち出す場合を除き、業務を行う執務室から持ち出させない。 4 業務を行う執務室から個人情報を持ち出す際は、取扱責任者の承認を得るとともに、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じさせる。 5 個別訪問の際は、区が提供する身分証を携行させ業務にあたらせる。 6 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。 7 電子メールの送受信の際には、ファイルを暗号化し、パスワードを設定させる。出力後、サーバーからデータを消去させる。 8 ファクシミリの送信の際には、個人情報について、第三者が閲覧できないよう、あらかじめ受信先に電話連絡を行わせる。 9 案件毎に管理番号をつけ、所有者等からの問合せ等には、管理番号を用いて対応させる。 10 業務終了後、委託業務により保有した個人情報は、すべて区に返却させる。 11 パソコン内の委託業務に係る電子情報については、業務終了後、消去させ、区職員が消去の確認を行う。 12 出力した個人情報については、業務終了後、シュレッダーで処理したうえで破棄させる。

提供・収集情報一覧

1 提供する情報

- 建物登記の情報
 - 建物の所在地、建築時期、主要用途
 - 所有者の氏名、住所
 - 登記の受付年月日

2 収集させる情報

- 耐震化の意向
- 区の支援制度の申込み受付をする場合
 - 申込者の氏名、住所、連絡先（電話番号）
 - 建物の所在地、名称
 - 申込者の耐震要望
 - 建物の建築年時、構造、規模、用途、住宅戸数
 - 土地、建物の所有状況

提供・収集情報一覧

1 提供する情報

- 申込者の氏名、住所、連絡先（電話番号）
- 建物の所在地、名称
- 申込者の耐震要望
- 建物の建築年時、構造、規模、用途、住宅戸数
- 対応記録
- 土地、建物の所有状況
- 建物の案内図

2 収集させる情報

- 建物の地盤状況
- 建物の各階床面積および延べ面積
- 建物の道路突出や無接道等の現行不適格状況
- 建物の増改築やリフォーム、被災の履歴
- 建物の図面（配置図、各階平面図、面積表又は求積図）
- 建物の現況写真
- 建物の材料・部材

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

個人情報保護に関する誓約書

一般社団法人 新宿区建築設計事務所協会
会長 様

は、区の事務への従事を通じて知り得た利用者の個人情報を業務期間中はもちろん業務終了後についても、第三者に故意または過失によって漏洩したり、区に無断で使用いたしません。

また、区の事務への従事を通じて知り得た利用者の個人情報を他に漏らしたことにより、区または第三者に損害を与えた場合には、その損害について賠償いたします。一般社団法人 新宿区建築設計事務所協会を退会した後に区の事務への従事を通じて知り得た個人情報を他に漏らしたことにより区または第三者に損害を与えた場合も、同様とします。

以上の事項を厳守することを誓約いたします。

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印 _____